

原子力損害賠償支援機構

第4回運営委員会

平成23年10月24日

原子力損害賠償支援機構

午後5時01分 開会

○下河辺委員長 それでは、定刻となりましたので、運営委員会をこれから始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございました。

本日は、[REDACTED]が海外出張ということでご欠席でございます。なお、[REDACTED]はご到着が若干遅られるということで、定足数は足りておりますので、これから本日の議事を始めたいと思います。

議事に入ります前に、私のほうからご報告が1つございます。

本日の午前中に、当機構の杉山理事長、そして東京電力の西澤社長とともに所管の枝野経産大臣にお会いをしてまいりました。大臣室で、プレスの入っておられる前で、枝野大臣からは、当機構と東京電力が共同で策定を進めております当面足元の緊急特別事業計画につきましては、賠償を滞りなく進めてもらいたい、それから徹底した合理化なしに国の資金支援というものはあり得ないということをよく改めて認識してもらいたい、それから経営・財務調査委員会の報告にあるとおり、10年間で少なくとも2兆5,000億以上と求められている合理化は必ず実行してもらいたいという要望がございました。さらに最後に、3点目として、今回の福島第一の事故によって被害を受けられた被災者・被害者の方々の目線に立った賠償を具体的に実現する、そのような内容を持った計画としてほしいといった指示がございました。

プレスが退室した後、改めて枝野大臣からは、支援機構、それから東電のトップによる経営委員会的なものを設けて、トップレベルによる合理化、資産売却の監視機構、いわゆるモニタリングですけれども、これに当たってもらうことが望ましいという要望、2点目として、東京電力としてADRの和解案を最大限尊重する旨をはっきりと明示してもらいたいという点、それから3番目、被害者・被災者のさまざまな現地での要望といったものを、被害に対する弁償の対応策とともに対外的に見える化、だれの目から見ても見える形にぜひしてほしいという具体的な要望がございました。

支援機構のほうからは、私と杉山理事長と、枝野大臣の以上のご発言に対しまして、運営委員長であります私からは、ただいまちょうだいした枝野大臣のご指摘は正面からこれを受けとめさせていただいて、経営・財務調査委員会の報告の内容を踏まえ、かつ大臣の指摘を最大限盛り込む形での緊急特別事業計画を提出させていただくことに進んでまいりたいということを申し上げておきました。

冒頭、きょうの午前中に所管の枝野大臣とお会いした内容についてご報告を申し上げます。

それでは、早速本日の議事に入りたいと思います。お手元にあります議題書に従って議事を進めてまいります。

資料の3として「特別事業計画(案)」、これは先週お配りしました特別事業計画案に、前回ご指摘をいただきました点につきまして必要な修正を施したバージョン、本日付のバージョンということになるかと思えますけれども、その主な変更点を中心にご説明をお願いしたいと思いますが、それでは最初、[]のほうから皮切りをお願いいたします。

○ [] 後ほど中身をご説明させていただきますが、冒頭ちょっと私から2点だけ申し上げさせていただきます。

1点目は本日の進め方ですが、前回と同様に、この事業計画に沿ってご説明をしてまいりますので、ご意見をおっしゃりたい場所になったら適宜手を挙げてインターベンションしていただくという形でやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、2つ目は、いわば参考資料といたしまして、この緊急特別事業計画の一番のコアの部分というのは、要は要賠償額が幾らか、それに対して幾ら交付するのかというところでございますが、後ほど数字の今の調整状況をご説明いたしますけれども、この数字につきましては東京電力で現在監査法人と最終的な詰めをやっております。したがって、本日お示しするのも調整中のものではございますので、恐縮ですが、委員会が終わったら回収をさせていただきます。

以上でございます。

では、[]から。

○ [] それでは私、[]のほうから、資料3、こちらの修正点を中心にご説明したいと思います。

開けていただきまして3ページ目「本計画の前提」という部分ですが、こちらは、細かいいてにをは一部修正した部分はありますけれども、中身的には特に変更はございません。前回同様となっております。

それと、5ページ目から11ページ目、こちらも細かい部分の修正がございますけれども、基本的に大きな修正はしてありません。

○ [] すみません、3ページ目で、[] この緊急特別事業計画と総合特別事業計画の関係をもうちよっとはっきり書いてほしい、今回はとにかく賠償のためにこ

ういう形で緊急にやるという話をもうちょっとはっきり書いてほしいという要望がございましたので、そこはまた調整して文案をお示しします。

○ [] それと、12ページ目以降の「要賠償額の見通し及び損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策」ですが、これも小さな修正かと思いますが、[] から何か補足があれば。

○ [] 12から何ページ？

○ [] 12から20ページぐらい。

○ [] では、すみません1カ所。

17ページの、5つのお約束というのがあったかと思うのですが、そこの中の「きめ細やかな賠償のお支払い」というのがございまして、てにをはは若干直しておりますが、一番最後のところに「加えて」という記述がございますけれども、従前はその前に、ちょっと読まさせていただきますと、本月末までに東電や政府、自治体に寄せられた被害者の方々からのご要望を整理した上で具体的な内容を決定し、速やかに実行に移すという一文が入っておりました。ただこの文言につきましては、18ページの「誠実な御要望への対応」というところを見ていただきますと、最後のほうに「被害者の方々から東電の窓口、各自治体、団体及び機構に寄せられた賠償に関する主な御要望や御質問を定期的にとりまとめ」云々という記述がございまして、事実上中身が重複をしているということと、当初は「きめ細やかな」ほうでは何かアクションプランのような形でやっていこうかというようなことをイメージして書いたつもりだったのですが、後段のほうで直ちに実施するというように書いてありますので、そういう意味では後者のほうに吸収されて、かつ中身も包含的であるということで、そのワンセンテンスを削除させていただいております。

あとは、括弧書きがちょっと抜けていたので括弧を追加したとか、てにをはだけでございます。

以上です。

○ [] 次の21ページ、22ページが「事業及び収支に関する中期的な計画」という部分です。こちらも基本的には修正はございません。

次の「キャッシュフローの見通し」に関しても、若干数字が変わったかもしれませんが、基本的にはございません。

26ページからの「経営合理化のための方策」です。こちらは、まず最初に28ページ目「買

電・燃料調達費用」という部分の2行目から、その後の括弧のところまで。先日、[]からでしたか、取引所の活用という話がございました。それについて、「（卸電力取引所の活用により供給原価の低減を含む。）」という文言をここに書き加えております。それがこのところで修正した部分です。

それと、29ページ目になります。人件費の部分で、「給与・賞与」の2行目からそれ以降の部分について、人件費の書き方がわかりづらいというご指摘がたしか[]からございましたので、それを書き換えております。「（管理職は年収の25%の削減（基本年俸10%、業績年俸（賞与）62%の削減）、一般職は年収の20%の削減（月額給与5%、賞与50%以上の削減）」という形で、内訳を書いてつながりがわかりやすいように変えました。よろしいでしょうか。

○ [] ちょっといいですか。

「退職給付」のところですか、年金の話が書いてございますね。これは、数字は書いてないのですが、例えばOBの年金を1.5%にするというような案が報告書の中に出ていたように思うのですが……。

○ [] 乙案。

○ [] あれでやるのは、私はよくないと思います。それは、仮に年金を解散したときに利回りは2.25%ぐらいというふうに聞いた覚えがあるのですが、それをさらに1.5%に切り込むというのは、現役の場合には将来もある人たちですから長い目で見てくれという説得が効きますけれども、OBは既に辞めてしまっている人なので、言ってみれば2.25%で解散できるものを1.5%まで切り込むという形になり、これは3分の2の合意を得なければならないという話のようですが、道義的にも問題があり、また目的合理性のないやり方のように思います。仕事をする上では、話し合いをしながら進めていくが、最後には合意が得られなくても実施できるという、道義性を持っていなければならない。その点、1.5%にするという議論は、3分の2の捺印を取るのも難しく、また裁判に訴えられれば敗訴する可能性が高いように思える。世論と東電をけんかさせる、あるいはOBと現役を分断して揺さぶるといったようなことでやってみろという意見だとすれば、国家らしくないやり方であると思います。

それからもう1つ、世論対東電なり東電のOBという図式をつくって揺さぶることは、世論の東電に対するイメージを傷つけることになりますから、今後、さまざまな施策を打っていくための柔軟性を損なうことになります。現役とOBの間に隙間風が吹き、会社に対する不満が

残れば、長期にわたる電力の安定供給をする際の障りになるというようなこともあり、ベネフィットがない。だから合理的なベネフィットがなく、かつ道義的な正当性の少ないやり方というのはやるべきではない。ただ、現役を1.5%まで切り込むのは、東電がやると言っているのだからやらせてみたら良いし、OBについては、東電が解散価値の2.25%でやらせて欲しいと言っているのなら、それに任せる方が良いと思います。

○下河辺委員長 []からのただいまのご意見、ありがとうございました。

ただいまの []のご意見の内容について何かございますか。 []

○ [] ただいまの []のご意見は第三者委員会の中でも既に伺っている内容と思います。それで、第三者委員会では、そういうものを踏まえて答申が出ておりますので、私は貴重のご意見だと思いますけれども、この運営委員会は基本的に第三者委員会の答申を踏まえるという建前に立っておりますので、 []のご意見は十分そんたくしながら、答申書に従って進めていただきたいというふうに思います。

○下河辺委員長 ではもう一度 []

○ [] 第三者委員会ではそういう議論が出ているのは確かだと思いますが、第三者委員会の最後の段階で副長官のほうから「はじめに」という総論が出てまいりまして、書き加えてあります。その総論の部分では、第三者委員会として取り組むべき問題の取り上げ方の座標軸とその中における問題の座標についてさまざまな角度からの問題が書かれております。

詳しくは読んでいただければ分かる話なんです、角をためて牛を殺すとか、あるいは長期にわたる士気を維持しなければ電力の安定供給ができないということもいろいろ書いた最後の1行のところに、結果としてここに出すものは、結局第三者委員会としては賠償機構の参考に供するにとどめるものであるというふうに書いてあります。ということは、第三者委員会でこれでいくのだというふうに決めたわけではないのでありまして、そこは先ほど申し上げましたように長期的な合理性、そして大義名分、正当性というものを考慮して賠償機構の運営委員会のほうで議論すべきであり、事務局のほうでその点を十分詰めていただくことが必要である、またそういうふうに答申には書いてあるというふうに理解をしております。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

○ [] よく理解できなかった点があるので確認させてください。OBの方の年金の運用利回りを下げると士気に影響し、安定供給に支障が出るという理屈がよくわからなかったの、

もう一度説明していただけますか。

○ [] 私が申し上げたのは、先ほど申し上げましたように合理性と正当性において不十分であるということが主論であります。それを破るために、1.5%まで目標を与えて、そして喧々諤々の議論をさしてみたらどうかという考え方があるように思われます。そのやり方というのは、国家として見れば、道義性にに基づき合理性に基づいて、できることならば最終的には強制可能なものを目標として交渉するというのがあるべき姿であります。いわば世論によるバッシングとOBと現役による意見の分断を図って、無理を通して道理を引っ込めようという、そういう議論になりかねないので、いわば内部における社員としての一体感だとか団結心だとか、そういうものを損なう可能性があります。

[] 道義性のないものをやれば混乱状態に陥ります。混乱状態になって仲間が相打ちする形になれば会社としての団結心、業務推進力に影響を及ぼすということは十分あり得るわけでありまして、
[] 申し上げたわけであります。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

[] 今のご釈明はあの程度でよろしいのですか。

○ [] わかりました。供給安定性とかという話ではないということが確認でき、とりあえず安心しました。

ただ、第三者委員会の議論では、OBと現役を分断して仲たがいさせて無理矢理費用を下げるという意図でこの案が出てきたのではなかったと理解しております。現役が1.5%まで下げるのにOBのほうがそこまで下げないことのほうがむしろ現役の士気を下げるのではないかとということまでも議論されたわけではないと思いますが、私は分断をさせるためという邪悪な意図などまるでなかったし、更に私はそのような効果があるとも思いません。

以上です。

○ [] 私は影響を推測したものでありまして、議論の中で分断しようという議論があったわけではありません。そういうことになるであろうということを申し上げているのであって、私は道義性の強い、裁判で勝訴の見込みの強いところにとどめておくべきであるというのが議

論であります。すなわち、会社がつぶれて解散をしたとすれば2.25%までの利回りで計算したものを支払うことができるということであるならば、そこで最下限をとめておけばこれは3分の2の捺印を取ればおそらく実行可能です。現役の1.5%というのは、これはまだそれから先、現役としての時代がありますから、長い目で見て物を考えなさいよという説得手段があり得ると思うのですが、OBになってしまった人はそういうことがありませんから、そこで両者の立場というのは変わってくると思います。そのことを想定の上で、それは避けるべきであるというふうに申し上げているわけであります。

○下河辺委員長

○ もう一度繰り返しますが、のご意見は先ほど申し上げましたように委員会でも議論された内容でございます。だからどうでもいいということではないのですが、今のご意見を伺っていると、士気が下がるというのはの推測であるということをおっしゃっているので、私も推測だと思うのですよ。実際にここに手をつけてJALなんかは決して士気は下がってないという実績もあるわけですから、委員会としては第三者委員会の結論、答申に従って、まず東電の経営にこういう努力を要請する、その上で東電と我々が判断すればいいので、今ここで要請しないと決めることは、これは明確に間違いだというふうに思います。東電が組合あるいはOBの皆さんと協議する、その過程を見守って決めればいいことだと思います。ですから下げないと決めるというのは、これは第三者委員会の答申に沿わないと思います。

○ 私は、が言っているのは、第三者委員会の答申を総合的に読んでおられないのだと思います。あれは参考に供する、決定するのは原子力賠償機構であるというふうに最終的に定義しているのでありまして、1つの案として甲・乙案いろいろ書いてありますが、どれに決まったと書いてあるわけではありません。仮に決まっていたとしても、あらゆる場合において実行に移る前にはその合理性を再検証すべきであります。参考に供されたものがありますから、下駄が事務局に預けられているのだというふうにお考えになるべきだと思うのです。したがって、総論も含めてトータルとして見たときに、最終的に実行案は支援機構のほうで決定するよう参考に供したというふうに書いてあるということを、念のために申し上げた上で、事務局のほうで善処されるのがよろしいかと思います。

○ すみません、もう一回だけ。

○ 議論する気はありません。

○ [] 私も余りこういう議論をしたくないのですが、論理的に矛盾があると思われるのです。ここでOBの年金を下げると決めることも下げないと決めることも、これはどっちにしても決定してしまうわけですから、私が言っているのは、第三者委員会の答申に従って東電の経営にこういうことを努力をなさいよという要求をするということですから、その結果、機構も含めて東電と協議しながら、OBの年金を下げるかどうかというのは最終的にこの運営委員会が決めればいいことだと思っています。[]のおっしゃるとおり、ここで下げないというのは、むしろその答申に従わない、方針に反するというふうに思っております。

以上で、あとは申し上げます。

○ [] もう一回繰り返しますが、合理性のないこと、つまり訴えられたときに敗訴の恐れが強いことを経営者にやれというふうに言うということは、私はいい結果を生まないということを行っているのです。[] 言いにくいことは先に言ったほうがいいのですね。その言いにくいことというのは何だと言ったら、世論に対して、世論が納得するかしらないかという議論はありますが、そういうことを考慮して、過剰のノルマを仮にもらったとして、うまくいかなかったときには、これは必ずこじれますから、私は実行可能、実施可能と言ったほうがいいのですけれども、実施可能なラインで目標を定めておくということこそ、合理性が高いのだと思います。ですからどこで何の議論があったかをベースにして、それでそこまでやってみるべきだという議論もあり得ようかと思いますが、やってみた結果は必ずうまくいかないということが目に見えていますから、それは私はやるべきではないと思います。

○下河辺委員長 [] ご意見ありがとうございます。

では、[] のほうからご発言があるようですけれども。

○ [] この運営委員会は [] 、特に実務的な話で言うと、この緊急特別事業計画が終わった後、割とすぐに東電はOBとの交渉を300回近くやらないといけない。それでとにかく早くどういうふうにしたらいいのかまとめてくれというのが彼らの実務的なニーズでございますので、きょうは全く意見が分かれていると思いますから、これはどうするかはちょっと私どもとしても検討して、またご相談をして、それでどういうふうにするか、これは議決は運営委員会として議決する話だと思いますので、そこでまたちょっとご相談をさせていただいた上で、なるべく早く決めていただけるように努力をしたいと思います。

○下河辺委員長 今運営委員会の [] からご発言がありましたけれども、運営委員会の委員長としての私も、 [] がおっしゃっていただける点、それから [] がおっしゃっていただける点については、従前の経営・財務調査委員会当時の委員の方はもちろん、支援機構の理事の皆様もご理解をいただけたところだとは思いますが、いずれにしても緊急特別事業計画も支援機構と東京電力と両方が合意の上で共同して最終的には確定すると。ただこの緊急問題については、 [] がお話いただいたとおり、基本的な骨格方針が決まれば、その内容にかかわらず東電としたら大分大変なOBに対する作業が待っているということもありますので、結論はきっぱりと決めざるを得ないわけですが、それにしても、事柄の性格もございますので、次回、今週中にもう一度運営委員会を予定されておりますので、それまでの間に運営委員プロパーの皆様、それから執行部の理事の方を含めて、この問題について改めてよくご考慮いただいて、次回の段階では決めざるを得ないというふうに運営委員長としても考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

きょうの段階で特にご発言のない運営委員プロパーの方のご発言は特によろしいですね。次回までに何かあればお考えをまとめていただくということをお願いをいたしたいと思います。

[] そういうことでよろしゅうございますか。

○ [] はい、お任せいたします。

○下河辺委員長 [] 特にご発言は。

○ [] 特にこの件では結構です。別の件であります。

○下河辺委員長 よろしいですか。

[] それでは [] 、引き続きお願いいたします。

○ [] 人件費についてはそのような形です。

それと次、続きまして32ページをお開きください。

○ [] 少しいいですか。書きぶりについて申しあげたいことがあります。(2)の「経営の合理化のための方策」の部分は、多分多くの様々な方々が興味を持って見られるところだと思います。最初の①の設備投資の話ですが、ここのi)、ii)の設備のことであるのようですが、iii)の修繕費、これは経費のことでもありますね。なぜ、ここでコストである修繕費が触れられているのかについて、少し説明が必要かなと思いました。

次に、②の「コスト削減の徹底」の部分で、今回の緊急特別事業計画は、23年度に大きく絞ってしていくということで、2,374億円という数字が最初に記載されていますが、その後の

「資材・役務調達費用」等の項目を拝見したときに、それぞれがいくらぐらいになるかというのが非常に探しづらいのです。

○ [] ああ、金額を。

○ [] そうです。そして、金額をぱっと見たときに、今年度にやるものと中期的にやるものというのが、多分意図的に混ぜて記載されているようにも見えますが、なかなかその性格が読み取りづらいように思えます。またよく知らない方が見た場合に、記載されているものが中期的な全てのアイテムではないかと受け取られてしまう可能性もあるので、少し工夫が必要ではないでしょうか。要するにそれぞれの項目別の金額がぱっと見てわかるようにするということと、中期的なもの位置付けされたものは、あくまでも緊急事業計画の中での中期的なものであって、まだ先の展開があるといったようなことがわかるようにすることが必要なのではないのでしょうか。もしできればなのですが、今年度の達成の金額と、それから中期的なものについて、一覧表か何かで、字面を読まなくても表か何かでぱっとわかったほうが読み手にとっては親切なのではないかと思った次第です。

○ [] 金額に占める中長期的なもののさらに深掘りする部分というご指摘かと思いますが、それも一覧表にしたほうがいいのかどうかも含めて検討させていただきます。

○ [] 今回の事業計画でさらに深掘りするという意味ではないです。あくまでもその先でという意味です。

○ [] 深掘りのような表現をどこかに書くということですね。わかりました。

すみません32ページです。途中になってしまいましたが、32ページの真ん中辺、iii)「事業・関係会社」というところになりますが、こちらの5行目、6行目あたりですか、先日 [] から、書きぶりがエクセルと違うじゃないかというご指摘があった部分をエクセルに合わせましたということなんですが、「継続・非継続の切り分けについて精査をさらに進めた上で、原則年内に事業の継続・非継続の方針を決定し、より幅広い範囲を対象とした売却に向けて検討を進める。その上で継続とされた関係会社についても、東電と取引減少に伴う」云々という形で、この辺の表現を変えました。 [] いらっしゃらないのですが、その修正を行っております。

それと、次の33ページ目をお開きください。「アクションプランの策定・実施等」の真ん中辺に「加えて、」というふうになっている部分があると思うのですが、そこに、これは [] からでしたか、発電設備の売却を書くべきというようなご指摘があった部分について書き加

えておりまして、「安定供給面や経済合理性を勘案しつつ、電気事業試算（発電設備）の売却等について検討を進める」という文言をここに入れております。よろしいでしょうか。

それと最後に、一番最後のページ、39ページになります。これは下河辺委員長のほうから交付国債の記載の補正の扱い方ですか、そちらについてわかるようにということがありましたので、5.（2）の真ん中辺からですか、「本年度の政府予算において計上されている2兆円の国債の交付を希望する。なお、当該国債の交付枠として3兆円を計上している本年度の第3次補正予算案が国会において可決された場合には、当該額を加えた5兆円の国債の交付を希望する。」という形で、「可決された場合には」というふうに書き加えております。

修正は以上でございます。

○下河辺委員長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの[]の修正箇所のご説明を踏まえて、どんな点についてもご意見、ご質問いただきたいと思います。

○[] ご説明が遅れましたが、資料4のほう、こちらも今の資料3に合わせて、言葉は、同じ重複する部分は書き換えております。

○下河辺委員長 わかりました。

33ページの電気事業資産のところに、まるごと「（発電設備）」というふうに書き込まれた、[]の前のあれというのは、この記載ぶりでよろしいわけですか。特段発電設備を含むというような、を含むということまでは必要なくて、端的に……。

○[] はい。ここの資料4のところで書かれたような文言に対するものがここだけ抜けていたので入れてくださいという趣旨でしたので、これ以上書いていただかなくても結構です。

○下河辺委員長 はい、わかりました。

何かありますか。

○[] 本件に関しては直接ございません。

最後のページです。先ほども申し上げましたが、「資金援助の内容」という部分に関して、要賠償額の見通しがまだ黒塗りになっております。こちらに関して簡単に説明をいたします。

○下河辺委員長 お願いします。

ただいまこの関係の資料を机上配布させていただいておりますので。よろしいですか。

○[] よろしいでしょうか。それでは、[]のほうから、この項目別補

償想定額というペーパーに従って説明させていただきます。

先ほど [REDACTED] から説明ございましたように、現在その考え方、そして金額の正確性を含めて東電側が会計監査人の新日本監査法人と鋭意詰めている最中でございます。そういった意味で調整中のものということで、その点お含み置きいただきたいと思います。

このペーパーの一番右下のところに、現在調整中ではございますが、資金交付として東電が要請しようとしている金額、1兆109億円という数字が出ております。これを東電が今検討しておるところなんですけれども、この点の補償想定額につきましては、もうきのう時点までの間に当機構の法務のアドバイザーであります西村あさひ法律事務所のほうから、基本的な考え方として合理的であるという意見書をちょうだいしているところでございます。

それで、説明するとなると非常に細かくなりますので、まず大きなところから説明させていただきますと、この30キロ圏内という点につきましては、今般の事故で避難等をされた区域の方々についての賠償債務額というところでございます。それで検査費用、人、そして避難、帰宅費用、一時立ち入り費用、こういった項目につきましては、基本的標準単価×数量、そしてこの金額を合理的に見積もるという形で計上されています。

その対象人数につきましては、仮払い補償金の支払いを実施した実額を基礎としておりまして、そしてそれに対してこれまでの間に何回ぐらい検査を受けたのか、そういった上限回数を設定して数量を決めております。

単価、標準額等につきましては、東京電力が統計資料や実勢調査等を踏まえてこういった基準額を設定できる、そういう数値を拾った上で標準単価を設定しているというところでございます。

いずれにしても、この計算の根拠につきましては、紛争審査会の中間指針に基づいて考えた考え方をベースにしております。

そして、その30キロ圏内に精神的損害というところを着目していただきたいのですが、これは基本的な、人、そして賠償の基準額という点につきましては、中間指針が定めた数値をベースにしております。あと、考慮すべきファクターとしては、では算定期間をどうするのかということが1つ課題となります。今回東京電力が考えているのは10カ月という期間を採用しようとしているところでございまして、その考え方につきましては、新日本監査法人もそういう方向性でよろしいのではないかというふうに言及していただいております。

なぜ10カ月かということなんですけれども、東電によれば、ロードマップのステップ2の目

標達成時期、それが事故から10カ月後を目途にしている。その10カ月にした理由については、ステップ2が達成したときに状況が相当変わってしまうでしょう、避難されていた方が戻るかもしれない、そして風評被害についてもその点、現時点よりは相当変わるかもしれない、そういう状況が相当変わるというような時期に、そのときに不確実な要素が相当入り込むであろう。そういった不確実な要素が入り込む時期以降にどのような考え方で算定するのか、それはやはりその時期が来てから考えるべきではないか、そういう考え方に基きまして10カ月が妥当ではないかということで整理をしております。

それからあと、言及させていただきたいのは、このペーパーの中に、例えば生命・身体的損害というところ、あと財物価値の喪失または減少等というところ、そして出荷制限のところにありますその他政府等に伴う指示、風評被害のところに書いてございます農林産物を原材料とする加工品、農業、牛肉を原材料とする加工品、農業、牛肉、7月8日以降、あと製造業、サービス業等、輸出規制、そういったところが空欄になってございます。

この点につきましては、現時点で合理的な数字を見積もることが極めて困難であるというところが理由でございまして、例えば生命・身体的損害につきましては現在実例がないということで、現時点で合理的な見積もり額を把握するために必要な統計なり数値なり、それを取ることが極めて困難である、そういったことが理由でございます。

あと、例えば財物価値の喪失または減少という点につきましても、現状警戒区域に入っている土地なり建物なりにつきまして、現物実査をした上できちんと金額を積み上げるということが難しい、そういったことで、これらにつきましては現在合理的に見積もることが難しいということで数字を計上していないということでございます。

以上のように、現時点で見積もれる基本的な統計数量、そして実勢調査等に基づく根拠のある数値で積み上げることが可能な金額を算定して、そして見積もってきたのが今回の1兆109億円という数値でございます。

繰り返しになりますが、まだ調整中ではございまして、あと数日間、鋭意会計監査人と調査しつつ数値を固めるというふうに東電からは聞いております。

私のほうからは以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

その他、今説明がありました内容、理解ができない点を含めて何かご質問ございますでしょうか。

○ [] 大変難しい評価だと思いますが、これはまた30キロ圏外でも計画的避難区域があったり、考えなくちゃいけないということになってきますね。そういったことで先ほどのあれを見ると、12ページでしょうか、要賠償額の見通しについて「変更申請を行う」というようなことを書いているのですが、これはそんなに頻繁に、頻繁というと怒られるか、特別事業計画を出して、次に総合事業計画が出ていったりしますね。この見通しというのは、変更申請というのはどのぐらいのタイミングで考えられているのかちょっと教えていただけませんか。

○ 下河辺委員長 何かご説明できますか。 []。

○ [] この変更申請というのがどのぐらいのオーダーの話であれば、ほかのところは変えずに変更申請できるのかというのは、実は何の決めも今はない。したがって今回計画を策定していただいて、その後、何か仮に必要ながあればこの運営委員会でもお諮りして議論していただくこととなりますし、それから一方、政治のほうの立場からすると、非常に大きな額を変更申請って出してきて、計画が何も動かないということは許されるはずもないものですから、多分それは認定がされないという、そこのバランスの中でどうするかというのは、出てきたところでちょっとご相談させていただきます。

○ 下河辺委員長 よろしゅうございますか。

ほかにご質問、ご意見おありの委員の方。よろしいですか。では、きょうの段階では項目別の補償想定額についての説明はこの資料に基づいて受けたということにいたしますか。

会議が完全に終わった段階での回収になりますと、また回収が混乱するかと思いますので、この段階で事務局のほうで回収をしていただきましょう。

その他報告事項等、予定されているものは特にございますか。 []。

○ [] すみません、先ほど説明し忘れてしまったのですが、前回 [] からご指摘のあった、東電の役員が関係会社の役員等を兼任していて、給料を受け取っているのじゃないかという点です。

○ [] 断定ではないですよ。そういうケースもあるという……。

○ [] のではなかろうかということで調べましたら、4名の方がそれぞれ1社ずつ関係会社の役員を兼任して報酬を受けておりました。 []

[] 金額な小さいものですが、このようなものを受けてい

るという報告を受けまして、あわせてこのようなことをしているとやはり誤解を招くおそれがあるので、自主的に全額返上したいという申し出が東電のほうからありまして、そのような扱いをするということを報告を受けております。

○下河辺委員長 報告ありがとうございました。ということでその問題については会社のほうで処理をしていただいているということですね。

ほかに特に報告もなければ、本日予定しております議事は以上になります。本日の第4回の運営委員会の議事録につきましては、従前どおり事務局にて作成をいたしまして、委員の皆様の後日ご確認をしていただいた上で確定をいたします。議事録の扱いは非公表ということになります。

本日は運営委員会の形式で開催をいたしておりますので、公式に会合の開催の結果については、お手元にお配りしておりますプレスリリース用のA4判1枚の結果概要を配布させていただきます。出席委員のところが全委員となっておりますが、これは[]が欠席という形での修正をさしていただいて配布いたします。

本日はプレスのブリーフィングは行いませんが、今後ともプレス対応は必要に応じて運営委員長の私と、それから原則事務局の[]のほうで、結果概要に基づいて、混乱を来さないように統一的に対外的には対応させていただきたいと思っております。

次回の委員会の開催は、今週の木曜日、27日の1時半から1時間半、15時を予定しております。次回の運営委員会においては、先ほど[]からご意見をいただきました点を含めて、運営委員会としては最終的に、あと残されたところ、実質上火、水、2日ですけれども、その間に事務方を中心に東京電力との間で最終的な詰めをしていただいた上で、当支援機構の運営委員会としては緊急特別事業計画の内容を次回の委員会では確定をするという運びになるかと思っておりますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

次回の運営委員会以降、最終的に所管しております認可権者であります枝野経産大臣の認定を得る、申請をした上で得るということになりますけれども、そこら辺の段取り、運びについて[]よりご説明をさせていただきます。お願いいたします。

○[]でございます。

ご下問がございましたので、今後の流れについて、先ほど委員長からもお話ありましており、次回27日1時半からお時間をいただいております。こちらで基本的にはかなり精度の高い状態まで文言を固めさせていただくことを目指して作業したいと思っております。

それで、できますればその段階でほぼ議決状態ということにさせていただければと思っておりますが、実はちょっと手続き的には、東京電力からの資金援助申請という法律上の形式があって、そして機構の運営委員会の議決という流れになるわけですが、実はやや入れ子のような中身でございまして、かなり特別事業計画の形が整ったところでその資金援助申請を出していただく必要があるという、少し倒錯した格好になっているものですから、27日に議論を了し、そして翌28日に東京電力からの資金援助申請を踏まえて、事実上中身がそこでセットされていれば、持ち回り決裁という形で資金援助申請を受けた特別事業計画を議決をさせていただきたいということで考えております。

いずれにしても、したがって27日の翌28日にお集まりいただいて議決をするということは基本的に今のところ予定してございません。仮に27日にもう少し突っ込んで議論するということがあれば、再度運営委員会の日程を調整させていただきたいと思っております。

それで、一部の委員からその後の流れについてもあらかじめ教えていただきたいというお話がございましたので、今から申し上げることは想定でございますけれども、27日に審議をしまして文言を固め、そして28日に東電の資金援助申請、そして持ち回りの議決まで了すれば、同日、28日中に機構及び東電の連名で主務大臣の認定申請を、これは内閣総理大臣と経産大臣、特に内閣総理大臣としては内閣府の機構担当大臣としての枝野大臣が兼務した格好になっていますので、ともに枝野大臣でございますけれども、枝野大臣に対して提出をするということを予定してございます。

その後、法文上、関係大臣への協議というものが予定されておりまして、現時点では財務大臣と文部科学大臣、この両大臣に対して主務大臣から協議をする、このプロセスに1週間ぐらいを想定しておりまして、今のところそれぞれの担当省庁との関係では、11月4日に特別事業計画の主務大臣の認定をいただきたいということで機構からは要請をしてございます。

したがって、今申し上げた最短のスケジュールでいきますと、28日の主務大臣認定申請から1週間たった11月4日に主務大臣認定ということで、基本的には特別事業計画の内容につきましてはこの4日の時点で公表されるということで想定をしております。

いずれにしても、若干政治的な日程等で変更はあり得るものですから、その際は事前にご連絡申し上げたいと思います。

以上でございます。

○下河辺委員長　ありがとうございました。

ただいまの[REDACTED]よりご説明をいただきました今後のスケジュールの見通しにつきましても、ぜひご出席のメンバーの方は対外的には厳秘という形でなおしばらくよろしくお願いをいたしたいと思います。

その他、事務方のほうから何かございますか。よろしいですか。

それでは、予定しておりました議事、報告を含めてすべて終了したようでございます。それでは、本日の第4回の運営委員会はこれで終了といたします。長時間ありがとうございました。

午後5時58分 閉会

